

自殺予防総合対策センターの業務の在り方等に関する検討チーム 開催要綱

1. 目的

自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するため、平成 18 年 10 月より国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター（以下「NCNP」という。）に自殺予防総合対策センター（以下「CSP」という。）が設置されているところ。

今般、政府における自殺対策に係る業務について、「内閣官房及び内閣府の業務の見直しについて」（平成 27 年 1 月 27 日閣議決定）により、平成 28 年 4 月に内閣府から厚生労働省に移管することとされた。

今後、厚生労働省として自殺対策のより一層の推進が求められる中で、情報提供等の充実、研修資材の開発等を通じて、地域の実情に応じた取組を推進し、自殺予防に向けての政府の総合的な対策を支援するという重要な役割を担う CSP について、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長を主査とする「自殺予防総合対策センターの業務の在り方等に関する検討チーム」（以下「検討チーム」という。）を開催し、アドバイザーとして有識者の参画を求めて、幅広い観点からその業務の在り方等について検討を行うこととする。

2. 検討事項

- CSP におけるこれまでの業務の現状と課題
- 自殺対策をより一層推進するために必要な業務の在り方

3. 構成等

- （１）社会・援護局障害保健福祉部長を主査とし、その他の構成員は別紙のとおりとする。
- （２）アドバイザー等として別紙の有識者等の参画を求める。
- （３）主査が必要と認めるときは、関係者から必要な意見を聴くことができる。

4. 検討スケジュール

CSP におけるこれまでの業務の現状と課題を踏まえ、自殺対策をより一層推進するために必要な業務の在り方について検討を行い、平成 27 年 6 月を目途に、検討結果を取りまとめる。

5. 運営

- （１）検討チームの庶務は、社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課が行う。
- （２）議事は公開とする。
- （３）その他、検討チームの運営に関し必要な事項は、検討チームが定める。

(別紙)

自殺予防総合対策センターの業務の在り方等に関する検討チーム 構成員等

主 査：社会・援護局障害保健福祉部長
構 成 員：社会・援護局障害保健福祉部企画課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課心の健康支援室長
社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神保健医療統括
推進官
医政局医療経営支援課長

国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター：
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター精神保健研究
所長

アドバイザー：

猪飼周平	一橋大学大学院社会学研究科教授
佐藤美由紀	滋賀県南部健康福祉事務所（草津保健所）主席参事 （次長）
清水康之	NPO法人ライフリンク代表
高橋祥友	筑波大学医学医療系教授（災害精神支援学）
田中治	青森県立精神保健福祉センター長
森川美絵	国立保健医療科学院医療・福祉サービス研究部特命上 席主任研究官
和田敏明	ルーテル学院大学総合人間学部人間福祉心理学科教授

オブザーバー：大臣官房総務課企画官